

令和 5 年 5 月 8 日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症に係る対応の基本的な取扱いについて

令和 5 年 5 月

新型コロナウイルス感染症に関するガイドラインは、5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行することに伴い、運用を取りやめることとし、5 月 8 日以降の学校生活における新型コロナウイルス感染症にかかる対応の基本的な取扱いについては以下のとおりといたします。これまでの新型コロナウイルス感染予防対策にご協力ありがとうございました。日常の感染対策など留意する項目もありますが、今後はコロナ以前の日常を取り戻しつつ、With コロナの時代においてみんなで感染の広がりを防ぎながら学校での学びを止めることなく、実りある生活を進めていきます。

- ・新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とします。
- ・「市川市新たな学校生活スタイルガイドライン」は廃止します。

	内 容
マスクについて	○学校における活動全般について、マスクの着用を求めないことを基本とします。 ○マスクの着脱を強いることがないようにします。 ○児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見がないようにします。 ○熱中症の危険性がある場合は、マスクを積極的に外すようにします。
出欠の取り扱い	○新型コロナウイルス感染の不安を理由に学校を休んでも、欠席とはしないこと(出席停止)も可能とします。(例えば、同居家族に高齢者や基礎疾患があるものがあるなどの事情があって、ほかに手段がないなど、合理的な理由があると校長が判断した場合) ○医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒は、登校すべきでないと判断した場合については、欠席とはしないこと(出席停止)も可能とします。 ○新型コロナウイルス陽性者の出席停止期間は、症状が出た日を 0 日目として 5 日間を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまでといたします。また、発症してから 10 日間はマスクの着用を推奨いたします。(治癒証明は必要ありません) ○新型コロナウイルス感染による感染リスクの高い者(濃厚接触者)の運用を取りやめます。(同居家族がコロナ陽性となっても本人が無症状であれば、登校可となります)
日常の感染対策	○登校前の健康観察は不要といたします。 ○感染予防のため、換気、手洗い、咳エチケットは引き続き行います。 ○発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。

